

令和3年

2月号

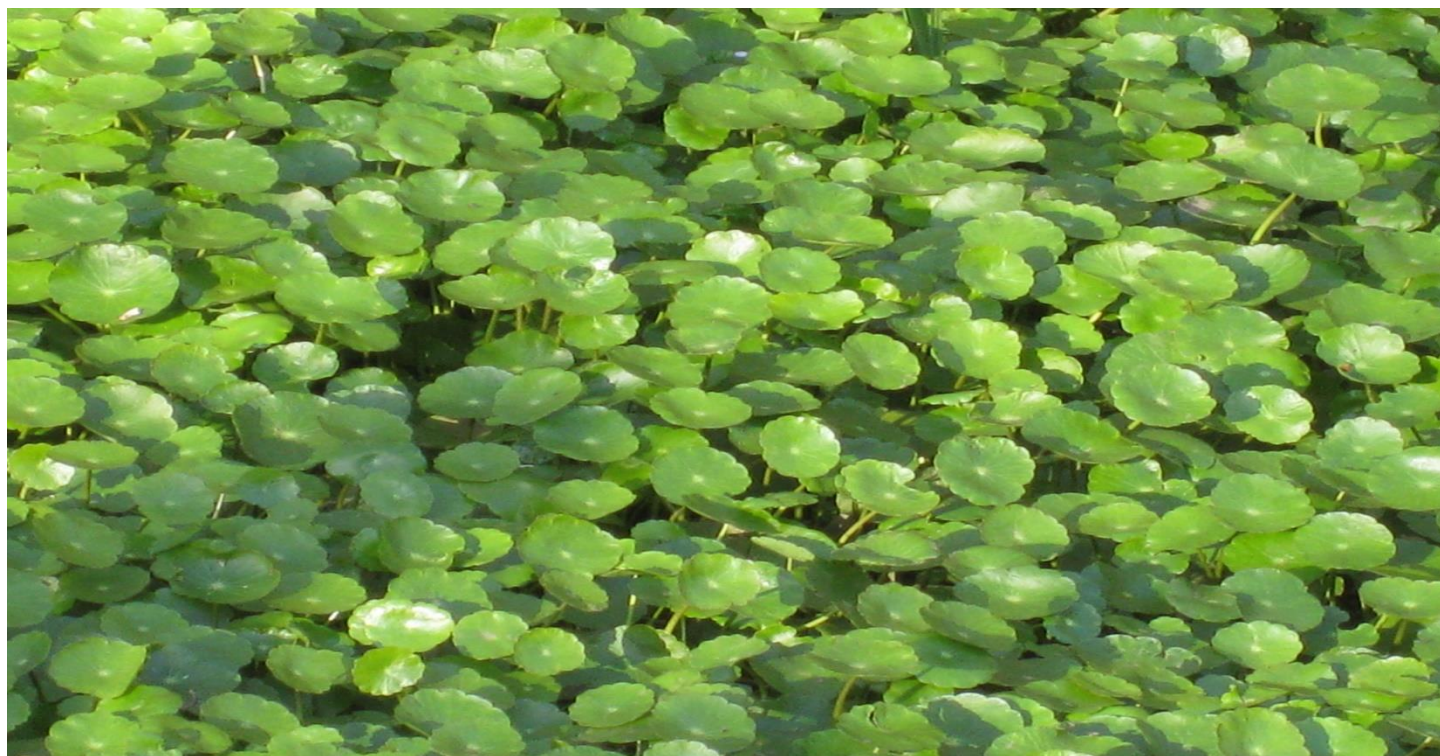
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



寒空に元気な公園の水草

令和3年2月の税務と提出期限

- ① 2月10日・・・令和3年1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 2月16日から3月15日・・・令和2年分 所得税・贈与税 確定申告
- ③ 3月1日・・・令和2年12月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ④ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。





今月の気になった記事

- ①**社員のテレワーク補助**・・・国税庁は、企業が従業員向けにスマホやWi-Fiなどの通信費を補助する場合、実際に使う分の実費相当額以外は、給与とみなされ課税対象となると発表した。実際は、在宅勤務をした日数分の通信費の半分は、仕事で使ったものと認められ非課税となる目安。電気料金は、自宅の床面積で按分する。
- ②**贈与税の申告期限の延長（路線価の減額補正）**・・・国税庁は、令和2年10月～12月に行われた贈与にかかる贈与税の申告・納付期限を延長する。対象は、減額補正の対象となる地域の土地の贈与を受けたケース
- ③**コロナ禍での2019事務年度（19/7～20/6）税務調査は、22.9%減少**・・・コロナ禍で調査件数が、前年度9万9千件が7万6千件に減少した。追徴税額は、法人税・消費税合計2,367億円。

令和2年分の所得税確定申告から、
65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わりました。

従来の要件（複式簿記、損益計算書と貸借対照表の添付及び期限内申告）に加えて、
e-Taxで申告をするか、**電子帳簿保存**を行う必要があります。

確定申告書と青色申告決算書のデータを申告期限内にe-Taxで申告することで、
65万円の青色申告特別控除の追加された要件（e-Taxで申告）を満たすことができます。
なお、下表のとおり、**従来の要件で申告を行うと青色申告特別控除額は55万円**となりますので、
ご注意ください。簡易な記帳を行っている場合の青色申告特別控除額は、従来と同様に10万円です。

適用要件 青色申告 特別控除額	従来の要件			追加された要件
	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳) 	貸借対照表と 損益計算書を添付 	期限内に申告 	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存 
65万円	○	○	○	○
55万円	○	○	○	—
10万円	(簡易な記帳)	—	—	—

税務署のパソコンでは青色申告決算書のデータをe-Taxで申告することができません。

55万円の青色申告特別控除の要件とは、

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注1) 現金主義によることを選択している人は、55万円の青色申告特別控除を受けることはできません。

(注2) 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額が55万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

(注3) 不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

～感染リスク軽減のため～ 申告会場での相談には、整理券が必要です。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券の配付方法は2通りあります。

1. 確定申告会場で当日配付

「入場整理券」は、当日各会場で配付します。全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

2. オンライン（LINE）で事前発行

国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。

まずは国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

※ 「友だち追加」ボタンをタップ、QRコードを読み込むほか、こちらからも友だち追加できます（国税庁LINE公式アカウント（外部サイト）にリンクし、別ウインドウが開きます。）

入場整理券に関する留意事項

○入場整理券は、申告相談する方一人につき1枚必要です。

○入場時に、当日配布した「入場整理券」を確認しますので、必ずお持ちください。

○入場整理券には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場にお越しください

○指定された時間に遅れたときは入場できない場合があります。また、会場の混雑状況により、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。（国税庁HP資料から抜粋）



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. au ペイで給与前払い

KDDI傘下のauペイメントは5月、スマホ決済の「auPAY」で給与などの前払いを受けられるサービスを始めます。従業員は、給料日より前に、電子マネーにチャージする形で給料の一部を受け取ることができる。労働基準法では「賃金は現金払い」と定めており、省令の改正の議論が始まっている。

2. 空き家は全国で849万戸と過去20年で1.5倍に増加

子どもの独立で部屋が不要になり、高齢夫婦や一人暮らし世帯で、家の管理や修繕、また相続した家の相談（長期間空き家になると、家が痛みやすくなるためその前に）売却や賃貸の民間相談サービスが始まった。

3. 子供のバイト代が多くて扶養家族にならなかった！従業員の年末調整のやりなおし

年末調整は、その最後の給与を支払うときに行いますので、扶養控除は、最後の給料を支払う日の現況で判断します。会社は扶養家族の変更による再年末調整を行い、不足している源泉所得税を納付します。